証券投資信託約款変更のお知らせ

以下の証券投資信託約款の変更を行いましたので、お知らせいたします。

【変更するファンドの名称】

追加型証券投資信託　オーストラリアリートファンド（毎月分配型）

【変更の内容】

上記ファンドの投資信託約款款第 13 条第５項に記載された「ルクセンブルク」を「アイルランド」に変更する約款変更および第 37 条第１項に記載された「ルクセンブルク」を「アイルランド」に変更する約款変更を行いました。

（新旧対照表）

新（変更後）	旧（変更前）
（略） 【受益権の申込単位および価額】 第 13 条（略） ⑤　前各項の規定にかかわらず、信託契約締結日以降において指定販売会社は、受益者が第35条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日がオーストラリア、イギリスまたはアイルランドの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、当該取得申込みを受け付けません。 （略） 【信託契約の一部解約】 第37条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、１口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位（累積投資契約にかかる受益権については、１口の整数倍とします。）をもって、一部解約の実行の請求日の午後３時までに当該一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者は、一部解約の実行の請求日がオーストラリア、イギリスまたはアイルランドの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。 （略）	（略） 【受益権の申込単位および価額】 第13条（略） ⑤　前各項の規定にかかわらず、信託契約締結日以降において指定販売会社は、受益者が第35条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日がオーストラリア、イギリスまたはルクセンブルクの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、当該取得申込みを受け付けません。 （略） 【信託契約の一部解約】 第37条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、１口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位（累積投資契約にかかる受益権については、１口の整数倍とします。）をもって、一部解約の実行の請求日の午後３時までに当該一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者は、一部解約の実行の請求日がオーストラリア、イギリスまたはルクセンブルクの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。 （略）

以上

平成 29 年７月 14 日

東京都中央区日本橋兜町 10 番３号

カレラアセットマネジメント株式会社